

熊本県立劇場防災設備定期点検業務仕様書

1 一般共通事項

1-1. 場所 熊本市中央区大江2丁目7番地1号 熊本県立劇場

1-2. 期間 2019年4月1日から2024年3月31日まで

1-3. 適用

本防災設備定期点検業務は、熊本県立劇場の消防設備等及び建築基準法関係防災設備の保守点検業務に適用する。

1-4. 共通仕様書

この仕様書に記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」による。

1-5. 一般事項

本業務は、消防法、同施行令、同施行規則、熊本市火災予防条例及び建築基準法その他関係法令並びにこれらに基づく告示等に定めるところにより保守点検を行うものとする。

1-6. 点検

(1) 消防法による年間点検（外観、機能総合点検）を実施する。

(2) 点検設備は、別表内訳書のとおりとする。

(3) 点検に従事する者等の資格

本点検は、点検項目ごとに有資格者が行うものとし（但し、補助業務を除く）、消防法の規定に基づき総合点検を行い、その機能を保持させるものとする。

(4) 点検周期

① <6M>：6月ごとに1回行うものである。

② <1Y>：1年ごとに1回行うものである。

(5) 書類等の提出

点検終了後速やかに報告書3部を製本して提出する。また点検時に事故、故障等が生じた場合は、委託者に報告し指示を受けること。

(6) 点検工程の承認

点検実施にあたり、事前に点検工程表を作成し委託者の承認を得ること。

(7) 権利譲渡等の禁止

この点検業務を第三者に譲渡し、また継承させないこと。

2 消防用設備等

2-1. 適用

本節は、「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果に応じ実施する保守に適用する。

2-2. 点検・保守

(1) 点検の基準、期間及び結果報告は、表2. 2. 1によるほか、次に定めるところによる。

① 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う

点検の周期、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成16年消防庁告示第9号）

- ② 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）
 - ③ 「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日消防予第172号）（以下「消防用設備等の点検要領」という。）
- (2) 点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、表2. 2. 1に定める資格を有する者が行うものとする。
- (3) 点検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該消防用設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。
- (4) 点検の実施にあたっては、施設管理者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図るものとする。

2-3. 点検の付加項目

屋内消火栓設備等に設置される消防用補給水槽は本業務に含むものとする。

表2. 2. 1 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

消防用設備等の種類			点検資格		点検周期	
			消防設備士（甲種・乙種）	消防設備点検資格者	機器点検	総合点検
消防設備	消火設備	消火器具	第6類	第1種	6M	1Y
		屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備	第1類			
		泡消火設備	第2類			
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	第3類			
		動力消防ポンプ設備	第1類、第2類			
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備	第4類	第2種	6M	1Y
		漏電火災警報器	第7類			
		消防機関へ通報する火災報知設備	第4類			
		非常警報器具及び設備	第4類、第7類			
	避難設備	避難器具（すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他）	第5類	第2種	6M	1Y
誘導灯及び誘導標識		第4類、第7類 (注)				
消防用水			第1類、第2類	第1種	6M	
消火設備	排煙設備		第4類、第7類	第2種	6M	1Y
	連結散水設備、連結送水管		第1類、第2類	第1種		
	非常コンセント設備、無線通信補助設備		第4類、第7類	第2種		
非常用電源配線等	非常電源専用受電設備、蓄電池設備、自家発電設備		当該電源等が附属する各消防用設備等の点検資格を有する者		6M	1Y
	配線					
	総合操作盤				6M	

注) 第4類（甲種・乙種）又は第7類（乙種）のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

3 建築基準法関係防災設備

3-1. 点検及び保守

点検の基準、期間及び結果報告は、建築基準法、同法施行令、同法施行規則及びこれに基づく告示等に定めるところによるほか本項による。

3-2. 防火戸、ダンパー等

防火戸、ダンパー、防火シャッター等の点検項目、点検内容は、表3. 2による。

なお、防火シャッターには、防煙シャッター及び防火・防煙スクリーンを含むものとする。

表3. 2 防火戸、ダンパー、防火シャッター等

点検項目	点検内容	周期
1. 機器点検		
A. 連動制御器		
イ. 連動制御器	① 変形、損傷、腐食等の有無を確認する。 ② 電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを確認する。 ③ 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無を確認する。 ④ 連動作動試験は、感知器の機能点検に行う加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。 ⑤ 遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。 ⑥ 付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号がでることを確認する。	6M 6M 6M 6M 6M 6M
ロ. 予備電源 (内蔵型に限る)	① 充電装置等の損傷、異常音、異臭及び異常な発熱の有無を確認する。 ② 常用の電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることを確認する。 ③ 容量試験を行い、容量が適正であることを確認する。	6M 6M 6M
ハ. ランプ、スイッチ、ヒューズ類	① 各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無を確認する。 ② スイッチ類は、開閉機能及び開閉位置が正常であることを確認する。 ③ ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。	6M 6M 6M
B. 感知器	① 変形、損傷、脱落、腐食等の有無を確認する。 ② 設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の有無を確認する。 ③ 設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。 ④ 熱感知器の感熱部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。 ⑤ 煙感知器にあっては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無を確認する。 ⑥ 補償式又は定温式スポット型感知器は加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。	6M 6M 6M 6M 6M 6M

<p>C. 自動閉鎖装置</p> <p>イ. 防火戸、ダンパー</p> <p>ロ. 防火シャッター</p> <p>ハ. 危害防止機構【障害物感知装置（自動閉鎖型）及び安全装置付を含む。】</p> <p>2. 総合点検</p>	<p>⑦ イオン化式又は光電式煙感知器は加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。</p> <p>① 防火戸の周囲に、閉鎖及び避難上障害となるものがないことを確認する。 ② 防火戸及びダンパーが規定の装置により正常な状態でセットされていることを確認する。 ③ 防火戸、ダンパー及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。 ④ 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。 ⑤ 防火戸及びダンパーの手動による閉鎖が正常に作動することを確認する。 ⑥ 連動制御器の作動指令により防火戸及びダンパーが正常に作動することを確認する。なお、順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることを確認する。 ⑦ 作動確認用スイッチの作動を確認する。 ⑧ 防火戸及びダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。</p> <p>① シャッター及び避難ドアの周囲に閉鎖上又は避難上障害になるものがないことを確認する。また、閉鎖時に避難方向の誘導の為に設置された表示、方向指示等がはっきり分かることを確認する。 ② 防火シャッター及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。 ③ 温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。 ④ シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターを閉鎖させ正常に作動することを確認する。 ⑤ 連動制御器の作動指令により、シャッターが正常に作動することを確認する。 ⑥ ハンドル、チェーン等で手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることを確認する。 ⑦ 作動確認用スイッチの作動を確認する。 ⑧ 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する。</p> <p>次の状態を確認し、その良否を点検する。 ・連動制御器及び作動試験スイッチ等の操作からの起動信号により危害防止用連動中継器が作動し、防火シャッターが下降すること。 ・障害物がある場合、防火シャッターは自動的に降下を停止すること。また、障害物を取り除いた場合、自動で再降下し全閉すること。（※機械式挟まれ防止の安全装置付きも同様の観点で作動点検をすること。） ・予備電源の試験を行い蓄電池の容量が適正であること。 ・注意喚起装置（標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等）が正常であること。</p> <p>① 煙感知器の感度が正常であることを所定の感度試験器により確認する。 ② 予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸、ダンパー等が正常に作動することを確認する。</p>	<p>6M</p> <p>6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M</p> <p>6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M</p> <p>6M</p> <p>1Y 1Y</p>
--	---	--

3. 絶縁抵抗測定	<p>次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源回路と大地間（1回線当り） ・端末器回路と大地間（1回線当り） ・感知器回路と大地間（1回線当り） ・付属する音響装置にいたる回路と大地間 	1Y
4. 建具 A. 防火戸 B. 防火シャッター C. ダンパー本体	<p>① 避難扉の開閉の妨げになる障害物がないことを確認する。</p> <p>② 作動状態の良否及び作動後の閉鎖状態の良否を確認する。</p> <p>③ 建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無を確認する。</p> <p>④ 金物類のさび、腐食の有無を確認する。</p> <p>⑤ 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。</p> <p>⑥ 金物類のがたつき、緩み及び変形の有無を点検する。</p> <p>① 避難扉の開閉の妨げになる障害物がないことを確認する。</p> <p>② 開閉機構部の次の事項について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開閉機構部の油漏れ及びモータの過熱及び異常音の有無 ・ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否 ・スプロケット、ローラーチェーンの芯ずれの有無及びローラーチェーンのたるみ状態 ・ロープ車の損傷及びワイヤーロープの磨耗の有無 ・巻取りシャフト、ブラケットの変形の有無及び取付け状態の良否 <p>③ 表面処理、塗装、損傷及び汚れ等の劣化の有無を確認する。</p> <p>④ さび、腐食及び変形の有無並びに取付け状態の良否を確認する。</p> <p>① 変形、さび、腐食、傷及び損耗の有無を確認する。</p> <p>② 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。</p> <p>③ ダンパーのがたつき及び変形の有無並びにダクト接続部のすきま等の有無を点検する。</p>	6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M

※注記：防煙シャッター及び防火・防煙スクリーンの点検項目・内容・周期は防火シャッターの項目を適用する。

3-3. 排煙設備

排煙設備【機械排煙設備】の点検項目及び点検内容は、消防法「消防用設備等の点検要領」（第18排煙設備）を適用する。

(別表内訳書)

熊本県立劇場防災設備定期点検表

項目	数量	単位
自動火災報知設備	1	式
非常警報設備	1	〃
誘導灯・標識	1	〃
防排煙設備	1	〃
消火器具	1	〃
屋内外消火栓設備	1	〃
スプリンクラー設備	1	〃
避難器具	1	〃
ハロゲン化物消火設備	1	〃
防火対象物点検報告	1	〃

品名	数量	単位
1 自動火災報知設備		
受信機 160回線	1	台
表示器 160回線	1	〃
煙感知器	672	個
発信機	47	〃
電鈴	66	〃
表示灯	47	〃
差動式スポット型感知器	46	〃
定温式スポット型感知器	3	〃
常用電源	1	式
2 非常警報設備		
増幅機 540W	1	台
リモコン	1	式
スピーカー	198	個
常用電源		
3 誘導灯・標識		
誘導灯・C型	4	台
誘導灯・BH型	223	〃
客席灯・5W	188	〃
誘導標識	6	枚
4 防排煙設備		
連動操作盤(自動・手動)	1	台
煙感知器	65	個
防火扉	31	〃
煙連動付ヒューズ	14	〃
排煙口・排煙窓	43	〃
可動垂れ壁	13	〃
排煙器(ファンモーター組)	8	組
起動盤(スターデルタ式)	8	台

品名	数量	単位
5 消火器具		
小型消火器	128	台
6 屋内外消火栓設備		
加圧送水装置	2	組
操作盤	2	面
消火栓	27	基
起動用スイッチ	27	個
動作試験	1	式
配線	1	〃
7 スプリンクラー設備		
加圧送水装置		
起動装置	1	式
ヘッド	2,400	個
操作盤		
送水口	1	式
自動開放弁	14	台
手動開放弁	12	〃
表示盤	1	〃
連動試験	1	式
8 避難器具		
斜降式救助袋	1	台
9 ハロゲン化物消火設備		
ハロンガス容器	6	本
容器弁	6	〃
起動用小容器	5	〃
起動用操作函	5	個
スピーカー	5	〃
ハロン制御盤	1	面
音声盤・表示盤	1	〃
専用電源装置	1	式
圧カスイッチ	5	個
選択弁	5	組
ダンパー	14	台
ダンパー操作函	5	面
放出表示灯	14	個
放出ヘッド	13	〃
放出用試験ガス容器	1	本
放出用起動容器	1	〃
放出試験器	1	〃
配管漏洩試験器	1	〃